



健康管理対策の推進状況

昭和四十七年末に発足した「熊本県保健医療対策推進本部」で県民の健康水準の向上を図るための基本的な方向づけが行われ、次のような三本の柱が樹てられました。第一が「総合保健医療体制の確立」、第二が「健康管理対策の推進」、第三が「医療の確保対策」でありそれぞれ「柱」として各事業の推進がなされていきますが、今回は「健康管理対策の推進」について紹介しましょう。

健康管理対策の推進について考えなければならぬことは、疾病の早期発見、早期治療による健康保持の原則を維持しながら、健康異常者に対する適切な保健指導を行い、健康管理の徹底を期する必要があることです。さらに疾病予防の効率的な成果を挙げるためには、栄養改善、体力の増強など積極的な健康増進対策を強力に推進しなければなりません。

1 健康教育の充実と県民意識の高揚

地域住民の健康づくりに対する自覚と実践を促すため、広報活動及び巡回指導を実施するとともに実践指導体制を整備し、住民組織を確立する必要があると見られます。具体的には、実践指導班を各保健所ごとに編成し、検診増強月間を設定し、その普及を図ります。

2 県民皆検診の推進と保健指導

（学童検診の拡充）市町村が実施する学童検診について二分の一を補助し、現在まで八十二市町村で実施しています。（ねたきり老人の訪問検診）六十五歳以上の寝たきり老人四千七百九十九人のうち三千人について胸部X線撮影を実施することにしていますが、現在まで、六保健所において事業実施中で四百五十三名の検診が終了しています。

（健康管理モデル地区の設置）県民皆検診の制度と効果を普及徹底させ、組織的な保健活動を助長育成する必要がありま

す。現在、モデル地区健康管理検査実施要領と検診費補助金交付要綱を制定し、県下に四十五地区を指定するため準備中です。

3 積極的な健康増進

県民の健康増進をめざす公衆衛生施策の一環として住民各個人の生活環境、身体状況に応じた正しい健康づくりの意識を高め、効果的な実践活動を積極的に推進することに努めなければなりません。また今後、頭在化すると思われる半健康人および健康人を対象とした健康度測定、栄養診断、運動指導などを計画的に実施するとともに、日常生活の中での健康増進に関する生活指導体制を確立します。

（健康づくり実践地区の設置）本年六月二十四日に県下十四保健所に一地区づつ実践地区の指定を終り、現在、地区講習会を開催しています。

（病態栄養コンサルタント事業）病態栄養コンサルタント事業は、成人病検診等の後の半健康人、特に高血圧、糖尿病の病態に応じた治療の相談指導を行うもので、県内に居住する栄養士の資格を持ち、原則として治療の指導経験のある在宅者で、病態栄養コンサルタント事業において治療指導のできる人、県の行う研修会に出席できる人、日本栄養士会熊本県支部が行う病態栄養技術講習会の受講を終了した人等で保健所長が推せんした十四名について知事が委嘱し（四十八年六月一日付）、現在活躍しています。病態栄養コンサルタント事業の指導には、保健所医師、栄養士、保健婦、栄養

コンサルタント、市町村保健婦等が指導者として活躍していますが、高血圧要注意者については保健所医師、栄養士、保健婦が担当、高血圧症、糖尿病患者については保健所栄養士、栄養コンサルタント、市町村保健婦が担当しています。現在まで高血圧と糖尿病については、二百五回、一万三千六十名を対象に実施しています。また、四十九年三月までには、三百三回、一万八千四百六十六名を実施する予定です。

この事業の実施にあたっては、保健所長に医師会、保健所関係者を中心とした打合せ会を行い、指導方法が検討され、また各保健所においては指導の円滑化をはかるため、事業関係者の打合せ会も行い、連絡を緊密にする方法がとられています。

さらに病態栄養指導テキストや成人病食事リーフレット、指導者用の糖尿病食品交換表、指導報告書、アンケート用紙、食事模型、フードモデル、秤および計量スプーンなど県が準備し、保健所では病種別、症状別献立表その他が準備され、保健所で実施された成人病検診の参加者の指示票により保健所医師が指示し、それによって保健所栄養士、栄養コンサルタントが指導を行い、また、生活指導については保健所保健婦および市町村保健婦が担当して指導をしています。

以上、昭和四十八年度の保健医療対策のうち健康管理対策を中心として現在までの推進状況の紹介をしましたが健康は与えられるものでなく、県民一人一人の自覚と努力の積みかさねであるので、県内のあらゆる保健医療に関係する機関および医療従事者はもとより県民一体となた推進が必要不可欠であります。



農村総合整備モデル事業

▲大型コンバインも動く近代的な農業風景

48年度からはじまった農村総合整備モデル事業は全国で400地区が選定されましたが、そのなかに熊本県は菊池郡泗水地区が選定されました。今回はこの事業の概容、目的手続きなどについて紹介し、今後の参考に供します。

○ 事業実施計画地域

1 実施計画地域承認の手続き

市町村長は、事業実施計画を作成し、市町村長は、都道府県知事に、市町村の区域内の一定の地域について事業実施計画地域としての選定を申請します。都道府県知事は意見を付して、地方農政局長に当該地域の選定につき承認を申請します。

地方農政局長は、申請を審査し、申請に係る地域が次に掲げる要件に該当し、計画を作成させることが適当と認めるときには、都道府県知事は、当該地域を選定した旨を市町村長に通知します。地方農政局長は、実施計画地域の承認をしようとするときは、あらかじめ構造改善局長に協議することになっております。なお、事業実施についても以上のような手続きをとり、同意認可手続き等事業の種類に応じた必要な許可を経て事業に着手するようになっています。

2 実施計画地域の要件

- (1) 農村総合整備計画を策定した市町村の区域内であること。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律による指定を受けた農業振興地域の区域内であること。
- (3) 土地利用、水利用、農産物の生産・出荷、住民の日常生活圏域、住民意識等からみて、事業実施の単位とする。
- (4) 位置、土地利用の動向、農業生産の動向、社会資本の整備状況等からみて、農業生産の基盤と農業集落の生活環境を総合的に整備する地区であること。
- (5) 土地利用、水利用等において農業生産の合理化及び農業集落の良好な生活環境の保持が妨げられている地区。
- (6) 事業の実施につき、地元の農業者その他の住民、市町村及び農業団体等の意欲が高いこと。

○ 事業実施計画について

1 実施計画の作成主体

所要の手続きを経て承認を受けた実施計画地域について、市町村が事業実施計画を作成することになっております。ただし、市町村長の要請により、事業の実施上あるいは市町村の行政事情等からみて、適当と認められる場合には、都道府県知事が計画の作成の主体となることがあります。

なお事業実施計画の作成に当たっては関係者の意向を十分にききとり、同意を得ることが必要です。

○ 事業の概要

農業及び農村の健全な発展を期するためには、農業の近代化とともに、生活環境を整備して住みよい豊かな農村をつくり、農業者の福祉の向上を図ることが緊要な課題です。特に、都市に比べて立ちおくれている農村の生活環境の整備を推

進するに当たっては、生産と生活が密接に結びついている農村の特性からみて、これらを計画的かつ、一体的に整備することが適切であるとされ、農業生産基盤の整備と併せて農業集落における生活環境の条件整備を進めるため、「農村総合整備モデル事業が実施されることになりました。